

## 渡辺病院 デイケアセンター 運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人社団 志朋会 が開設する 医療法人社団 志朋会 加納渡辺病院（以下「事業所」という。）が行なう指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業の実施にあつては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復または向上を図るものとする。

3 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地及び定員は、次のとおりとする。

- |   |      |                 |
|---|------|-----------------|
| 一 | 名称   | 渡辺病院 デイケアセンター   |
| 二 | 所在地  | 岐阜市加納城南通1丁目21番地 |
| 三 | 事業単位 | 2単位             |
| 四 | 定員   | 40名（1単位：20名）    |

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 一 | 管理者         | 1名（常勤兼務、医師と兼務）   |
|   |             | 管理者は、事業所の運営管理及び統括を行う。  |
| 二 | 医師          | 1名（常勤兼務）   |
|   |             | 医師は、事業にかかわる従業者等の管理、指導を行うとともに、利用者に対しての医学的管理及び評価を行う。               |
| 三 | 理学療法士と作業療法士 | 2名以上   |
|   |             | 理学療法士及び作業療法士は、リハビリテーション計画の作成を行うとともに、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。 |
| 四 | 看護職員        | 1名以上   |
|   |             | 看護師は、リハビリテーションの補助を行うとともに、利用者の健康管理を行う。                            |
| 五 | 介護職員        | 4名以上   |
|   |             | 介護職員は、リハビリテーションの補助を行うとともに、利用者に対して必要な介護を行う。                       |

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜及び12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
なお、サービスの提供時間は午前9時30分から午後3時45分までとする。
- 三 利用者及びその家族等より利用時間の延長の希望があった場合は、適当数の職員の配置をして延長サービスを行うものとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 事業の提供にあたっては、次条第1項の規定するリハビリテーションの計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 二 事業の従業者は、事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 四 利用者は、事業所の従業者等の指導及び指示に基づき、施設の設備、器械器具等を利用するものとし、他の利用者に対して迷惑となるような行為は慎むものとする。なお、利用中に体調の不良、不具合等があった場合は、すぐに最寄りの従業者等にその旨を告げ、適切な処置を受けるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第7条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ②虐待防止のための指針を定める
- ③従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する
- ④担当者を設置し、上記①～③に掲げる措置を適切に実施する

(身体拘束に関する事項)

第8条 身体拘束は、本人等の生命を脅かす可能性があり、以下の3要素に該当するなどほかに方法がない時を除き行わない。身体拘束を行う場合は、事前に家族等の同意を得ておくものとする。またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておく。実施した身体拘束については実施状況の適切性を評価し、早期の解除に努めるものとする。

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
2. 非代替性：身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
3. 一時性：身体拘束やその他の行動制限は一時的なものである場合実施した身体拘束については実施状況の適切性を評価し、早期の解除に努めるものとする。

(リハビリテーション計画の作成)

第8条 医師及び理学療法士その他専ら事業の提供にあたる従業者（以下、「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記のリハビリテーション計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- 3 リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 事業の従業者等は、それぞれの利用者について、リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し記録する。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第9条 事業の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

実施地域を越えた地点から、片道3キロ未満 300円

実施地域を越えた地点から、片道3キロ以上 500円

二 通常の時間を越え通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションを受け  
る場合 1時間あたり 1,200円

三 食材料費 1食あたり 700円

四 教養娯楽費 1日あたり 150円

五 おむつ代 実費

六 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、羽島郡岐南町の区域とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第11条 利用にあたって、体調不良等によって通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業の提供にあたる者は、サービス提供時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 前項に規定する訓練の実施にあたり、地域住民や消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情相談対応)

第14条 事業所は、利用者からの苦情や相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次のように設けるものとする。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 事業所は従業員に対し、定期的な健康診断等を実施するとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は 医療法人社団 志朋会 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の名化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。  
平成24年 4月 1日から施行する。  
平成25年 4月 1日から施行する。  
平成25年 7月 1日から施行する。  
平成25年10月 1日から施行する。  
平成25年11月 1日から施行する。  
平成26年 4月 1日から施行する。  
平成26年 6月 1日から施行する。  
平成26年 8月 1日から施行する。  
平成27年 4月 1日から施行する。  
平成27年 7月 1日から施行する。  
平成27年 8月 1日から施行する。  
平成29年 2月 1日から施行する。  
平成29年 4月 1日から施行する。  
平成30年 4月 1日から施行する。  
平成30年 6月 1日から施行する。  
令和 5年 4月 1日から施行する。  
令和 6年 4月 1日から施行する。  
令和 7年11月 1日から施行する。  
令和 8年 4月 1日から施行する。